

防災・減災地域共同活動支払交付金実施要領

制定 令和7年12月16日付け7農振第2141号
農林水産省農村振興局長通知

第1 本交付金に係る事業の実施方法

1 対象農用地

(1) 対象農用地の区分

防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱（令和7年12月16日付け7農振第2139号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙1の第3の対象農用地の区分は、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「多面支払実施要領」という。）第1の1の（1）に定めるとおりとする。

(2) 対象農用地の面積の測定

要綱別紙1の第3の対象農用地の面積の測定は、多面支払実施要領別記1-1に定めるとおりとする。

(3) 一団の農用地

要綱別紙1の第3の一団の農用地は、原則として、一集落の区域以上の農用地とする。

2 対象活動

(1) 都道府県知事は、要綱別紙1の第2で定める対象組織が行う田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設の補修・更新等（以下「防災・減災地域共同活動」という。）について、別記1-1の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記1-2の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、要綱別紙2の第1の3に規定する本交付金の実施に関する基本方針（以下「要綱基本方針」という。）において、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を策定することができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象とする施設及び活動が、国が定める活動指針又は地域活動指針に基づくものであることが困難な場合には、市町村長は当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

(3) (2)の活動内容の特例の内容は、都道府県知事が策定する地域活動指針及び要綱別紙1の第4の要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。

(4) 市町村長は、(2)の活動内容の特例措置を適用した対象組織があるときは、11の（1）により適用内容の確認を行うものとする。

3 事業計画

(1) 要綱別紙1の第5の（1）の事業計画書の様式は、様式第1-2号とする。

(2) 対象組織が農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払交付金）、第3号（環境保全型農業直接支払交付金）及び第4号（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、要綱別紙1の第5の（1）の事業計画は、それらの事業と併せて作成することができる。

4 活動計画

要綱別紙1の第5の（2）の活動計画書の様式は、様式第1－3号により作成し、その内容については、次の事項に留意して作成する。

- (1) 要綱別紙1の第5の（2）のイの活動期間は、対象組織が作成した多面的機能支払交付金の活動計画書（多面支払実施要領様式第1－3号）に定めた活動期間内の期間とする。
- (2) 要綱別紙1の第5の（2）のウの交付金額には、要綱別紙1の第6の2の地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た年当たり交付金額を記載する。
- (3) 要綱別紙1の第5の（2）のエの位置図には、対象組織が活動を行う農用地及び施設を図示する。
- (4) 要綱別紙1の第5の（2）のオの実施計画には、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づく要件に適合した対象組織の活動の計画を記載する。
- (5) 要綱別紙1の第5の（2）のカの保全管理する区域内に存在する集落数には、農林業センサスにおける農業集落数を計上する。
- (6) 多面支払実施要綱別紙2の第2の1の（3）及び2の（4）の対象組織については、多面支払実施要領第1に規定する農地維持支払交付金（以下「農地維持支払交付金」という。）の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う旨を記載する。
- (7) 多面支払実施要綱別紙2の第2の2の（4）の対象組織のうち、資源向上活動（長寿命化）を行う対象組織については、（5）に加え、施設の機能診断を行う旨を記載する。

5 防災・減災整備計画

- (1) 要綱別紙1の第5の（3）の要件は、別記1－1及び別記1－2に定めるとおりとする。
- (2) 要綱別紙1の第5の（3）の防災・減災整備計画書は様式第1－4号により作成する。

6 環境負荷低減のチェックシート

要綱別紙1の第5の（6）のアの（オ）の環境負荷低減のチェックシートの様式は、様式第1－6号とし、対象組織は記載された各取組について理解し、チェックする。

7 事業計画の認定

- (1) 要綱別紙1の第5の(4)のアの事業計画書の提出は、様式第1－1号により市町村長に提出するものとする。ただし、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として様式第1－1号から様式第1－5号までを対象組織が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする。
- (2) 要綱別紙1の第5の(4)のアの(イ)の工事に関する確認書の様式は、様式第1－5号とする。
- (3) 要綱別紙1の第5の(4)のイの認定の通知の様式は、多面支払実施要領様式第2－2号とする。
- (4) 要綱別紙1の第5の(4)のエの事業計画の概要の様式は、多面支払実施要領様式第2－14号とする。

8 事業計画の変更

- (1) 要綱別紙1の第5の(5)のアの事業計画の変更認定申請は、変更があった事業計画書に活動計画書等を添え、市町村長に提出するものとする。
- (2) 要綱別紙1の第5の(5)のアのその他の事項の変更に関する届出は、変更があった年度の要綱別紙1の第5の(7)の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時に、変更があった事業計画等を添え、いずれか早い期日に市町村長に提出するものとする。
- (3) 要綱別紙1の第5の(5)のイの防災・減災整備計画書の変更認定申請は、変更があった防災・減災整備計画書を市町村長に提出するものとする。
- (4) 要綱別紙1の第5の(5)のイのその他の変更に関する届出は、変更があった年度の要綱別紙1の第5の(7)の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日に、変更があった防災・減災整備計画書を市町村長に提出するものとする。
- (5) 要綱別紙1の第5の(5)のウの事業計画の変更の認定通知の様式は、多面支払実施要領様式第2－2号とする。
- (6) 要綱別紙1の第5の(5)のオの事業計画の概要の様式は、多面支払実施要領様式第2－14号とする。

9 活動の実施

(1) 対象活動期間

本交付金については、対象組織の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した防災・減災地域共同活動を支援の対象とする。

(2) 防災・減災のための活動等の実施方法

対象組織は、防災・減災地域共同活動を実施する場合、直営施工又は外注によって対象活動を実施するものとし、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 直営施工においては、対象組織は、計画に基づき、工事の品質及び出来形について確認し、適正な活動の実施を図るとともに、活動期間中の事故防止等につい

て細心の注意を払うものとする。なお、施工管理・安全管理等について、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導、助言等の活用を図るものとする。

イ 外注により行う場合においては、対象組織は、見積の徴収等により施工業者を選定し、契約に係る書類を整備・保管するとともに、適正な施工が行われるよう施工業者に施工管理、工事の記録等を行わせるものとする。また、工事が完了したときは、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導、助言等を活用し、現地確認等の検査を行うものとする。なお、防災・減災地域共同活動の対象とする施設の管理者が検査方法を定める場合は、その方法に従って、検査を行うものとする。

(3) 会計経理の適正化

要綱第20の4の対象組織の代表者が金銭の出納を行う際に用いる金銭出納簿は、様式第1－7号により作成すること。

(4) 事務の委託

対象組織は、本交付金に係る事務の一部を委託することができる。

(5) 交付金の融通

市町村長は、対象組織が当該年度の予算の残額で第1の2の(3)に定める活動を賄えない場合は、他の対象組織から交付金の融通を受けることができるよう努める。この場合、対象組織が年間で受け取る交付金の総額は、要綱別紙1の第6の1に定める交付額によらないものとする。市町村長は、当該措置にあたって、翌年度以降の交付金の交付の際に融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能とする。

なお、当該措置が複数市町村にまたがる場合、融通先の市町村長は、都道府県知事の承認を受けるものとし、当該措置が複数都道府県にまたがる場合、融通先の都道府県知事は、地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の承認を受けるものとする。

10 助成措置

本交付金の交付対象となる経費は、次の表のとおりとする。

区分	経費
工事費	本交付金の対象となる施設（以下この表において「対象施設」という。）の防災・減災のための補修・更新等の工事等に必要な経費、積立費用
調査・設計費	対象施設の防災・減災のための補修・更新等を行うために必要な調査、設計、測量、試験等に要する経費
事務費	対象施設の防災・減災のための活動に必要な事務経費（日当、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料 等）

11 実施状況の報告

要綱別紙1の第5の(7)の実施状況の報告は、以下のとおりとする。

- (1) 市町村が定めた期日までに様式第1－8号又は様式第1－9号の実施状況報告書に、金銭出納簿その他必要な書類又はその写しを添えて、市町村長に提出するものとする。ただし、登記をしている団体又は法律に基づき認可される団体で、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の作成が義務付けられている団体の場合は、提出義務を免除するものとする。
- (2) 要綱別紙1の第5の(7)のイの広域協定参加者からの活動報告及びその確認の方法は、別記1－4様式第1号に定めるとおりとする。

12 実施状況の確認

確認実施状況の確認の方法等については、別記1－3に定めるとおりとする。

13 抽出検査の実施

地方農政局長等は、毎年度、対象組織の中から抽出して17の証拠書類等について検査を行う。

14 交付金の精算

- (1) 対象組織は、事業計画に定める実施期間中の各年度末に残額が生じたときは、当該残額のうち(2)に定める額を除いた額を市町村長に返還するものとする。
- (2) 対象組織は、翌年度以降の使用予定に基づく必要な額について、年度末に生じた残額の一部又は全部を持ち越して翌年度の本交付金の経理に含めることができる。ただし、実施期間終了年度末にあっては、翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受けて防災・減災地域共同活動を継続する場合で、かつ、新たな事業計画に基づく実施期間の初年度の使用予定に基づく場合に限る。
- (3) 市町村長及び都道府県は、(2)の場合の額及びその妥当性について確認するものとする。また、市町村長は、その結果に基づき、必要に応じて、対象組織に対して持ち越そうとする額の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (4) 市町村長は、(1)又は(3)により対象組織から本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成額を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成額を国に返還するものとする。

15 交付方法

- (1) 国は、都道府県からの申請に基づき、要綱別紙1の第6の2の合計額の範囲内で都道府県に本交付金を交付する。
- (2) 都道府県は、本交付金の対象農用地が存する市町村からの申請に基づき、要綱別紙1の第6の2の合計額の範囲内で市町村に本交付金を交付する。
- (3) 市町村は、防災・減災地域共同活動を実施する対象組織からの交付申請に基づき、要綱別紙1の第6の2の合計額の範囲内で対象組織に本交付金を交付する。

16 事業実績の報告等

- (1) 事業実績の報告

- ア 要綱別紙1の第8の1の（1）の報告は、様式第2－3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- イ 要綱別紙1の第8の1の（2）の報告は、様式第2－4号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

（2）実施状況の報告

- ア 要綱別紙1の第8の2の（1）の実施状況の確認結果の通知については、別記1－3に定めるとおりとする。
- イ 要綱別紙1の第8の2の（2）の報告について、市町村長は12の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式第2－1号又は様式第2－7号の実施状況確認報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- ウ 要綱別紙1の第8の2の（3）の報告は、様式第2－2号又は様式第2－8号を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

17 証拠書類の保管

- (1) 都道府県知事及び市町村長は、次に掲げる交付申請の基礎となった書類及び交付に関する証拠書類を本交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。
 - ア 予算書及び決算書
 - イ 本交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類
 - ウ その他本交付金に関する書類
- (2) 本交付金の交付を受けた対象組織は、次に掲げる交付の基礎となった証拠書類及び経理書類を交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。
 - ア 本交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類
 - イ 金銭出納簿
 - ウ 領収書等支払を証明する書類
 - エ 財産管理台帳
 - オ その他本交付金に関する書類

18 財産の管理等

- (1) 対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産を、本交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること（以下「財産処分」という。）を地方農政局長等の承認を受けずに行ってはならない。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）別表（第5条関係）に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。
- (2) 対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。なお、（1）に定める処分制限期間の期

間内において、地方農政局長等の承認を受けて、財産処分を行ったことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(3) 対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産で（1）に定める処分制限期間を経過しない場合においては、17にかかわらず、様式第1－10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(4) （1）から（3）までに規定する財産は、次に掲げるものとする。

ア 不動産

イ 1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具

ウ 農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）に掲げるもの

(5) (3)に基づき整備保管すべき財産管理台帳及びその他関係書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

19 交付金の返還

(1) 返還の免責事由

要綱別紙1の第9の1及び2において、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、本交付金の返還を免除することとする。

(2) 返還の手続

ア 市町村長は、要綱別紙1の第9の規定により対象組織が本交付金を返還する必要が生じた場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、市町村が交付した本交付金の返還を求めるものとする。ただし、要綱別紙1の第9の2の規定に該当する場合、又は3の規定に該当し、かつ、記載誤りが故意によらない軽微なものと地方農政局長等が認める場合は、当該年度以降の本交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することとする。

イ 市町村長はアにより対象組織から本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成額を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成額を国に返還するものとする。

ウ 市町村長は、アの場合で要綱別紙1の第9の3の規定による場合は、その返還等の計画及び実績について、様式第2－3号の事業実施計画書に付して、都道府県知事に提出するものとする。

エ 都道府県知事は、ウの提出を受けた時は、取りまとめの上、様式第2－4号の事業実施計画書に付して、地方農政局長等に提出するものとする。

オ 市町村長は、アの場合で要綱別紙1の第9の2の規定により、防災・減災地域共同活動を実施する場合は、その計画を、様式第2－3号の事業実施計画書に付して、都道府県知事に提出するものとする。

カ 都道府県知事は、オの提出を受けた時は、取りまとめの上、様式第2－4号の事業実施計画書に付して、地方農政局長等に提出するものとする。

第2 本交付金に係る基本方針等の作成

1 基本方針及び促進計画の策定

(1) 法に基づく基本方針の策定

- ア 要綱別紙2の第1の1の法に基づく基本方針（以下「法基本方針」という。）の様式は、多面支払実施要領様式第2-10号とする。
- イ 都道府県が法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払交付金）、第3号（環境保全型農業直接支払交付金）及び第4号（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、要綱別紙2の第1の1の法基本方針は、それらの事業と併せて作成するものとする。
- ウ 都道府県知事は、要綱別紙2の第1の1の（2）の同意を得ようとするときは、多面支払実施要領様式第2-11号の申請書に法基本方針を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。
- エ 地方農政局長等は、ウにより法基本方針の提出があった場合には、その内容を確認し、法、要綱及びこの要領に定める規定に合致するものであると認められる場合には、速やかに、同意する旨を都道府県知事に通知するものとする。
- オ 都道府県知事は、法基本方針を変更しようとするときは、ウ及びエの手続に準じて、地方農政局長等の同意を得るものとする。

（2）法に基づく促進計画の作成

- ア 要綱別紙2の第1の2の促進計画の様式は、多面支払実施要領様式第2-12号とする。
- イ 当該市町村が法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払交付金）、第3号（環境保全型農業直接支払交付金）及び第4号（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、要綱別紙2の第1の2の促進計画は、それらの事業と併せて作成するものとする。
- ウ 市町村長は、要綱別紙2の第1の2の（2）の同意を得ようとするときは、多面支払実施要領様式第2-13号の申請書に促進計画を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
- エ 都道府県知事は、ウにより促進計画の提出があった場合には、その内容を確認し、法、要綱及びこの要領に定める規定に合致するものであると認められる場合には、速やかに、同意する旨を市町村長に通知するものとする。
- オ 市町村長は、促進計画を変更しようとするときは、ウ及びエの手続に準じて、都道府県知事の同意を得るものとする。

（3）要綱基本方針の策定

- ア 要綱別紙2の第1の3の要綱基本方針は、様式第2-5号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。
- （ア）要綱別紙2の第1の3の（1）のアの本交付金による取組の推進に関する基本的考え方には、都道府県の現況、本交付金を交付する意義及び推進に関する基本的考え方について記載する。
- （イ）要綱別紙2の第1の3の（1）のイの（ア）の本交付金に関する地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定には、別記1-1の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記1-2の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件の基本的考え方及びそ

の内容について記載する。

(ウ) 要綱別紙2の第1の3の(1)のイの(イ)の交付単価については、本交付金の交付単価及び交付単価の基本的考え方について記載する。

(エ) 要綱別紙2の第1の3の(1)のイの(ウ)の交付金の算定の対象とする農用地については、以下を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて都道府県知事が定める、交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地以外の農用地をいう。）の考え方について記載することができるものとする。

a 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地

b 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

(オ) 要綱別紙2の第1の3の(1)のウの地域の推進体制には、本交付金の実施体制に関する基本的考え方及び地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担等を記載する。

イ 都道府県知事は、要綱別紙2の第1の3の(2)の同意を得ようとするときは、様式第2-6号の申請書に要綱基本方針を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。

ウ 地方農政局長等は、イにより要綱基本方針の提出があった場合は、その内容を確認し、要綱及びこの要領に定める規定に合致するものであると認められる場合は、速やかに、同意の旨を都道府県知事に通知する。

エ 都道府県知事は、要綱基本方針を変更しようとするときは、イ及びウの手続に準じて、地方農政局長等の同意を得るものとする。

オ 都道府県知事は、要綱別紙2の第1の3の(1)のアからエまでの内容のほか、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第1の5、第2の5及び第3の4に規定する事務支援組織の特定非営利活動法人化支援の対象となる区域の規模を要綱基本方針に定めることができる。

2 事業実施計画の策定

- (1) 要綱別紙2の第2の1の都道府県知事が作成する事業実施計画書の様式は、様式第2-4号とする。
- (2) 要綱別紙2の第2の3の市町村長が作成する事業実施計画書の様式は、様式第2-3号とする。

国が定める活動指針及び活動要件

第1 国が定める活動指針

活動指針は、田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、その具体的な項目を示すものである。

第2 国が定める活動要件

活動指針に基づき、防災・減災地域共同活動に関する国としての活動要件を以下の考え方に基づき定める。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

- 1 防災・減災地域共同活動に係る費用は、原則として工事1件当たり200万円未満とする。
- 2 都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件あたり200万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
- 3 2の場合において、盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定する宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第3 活動の説明

活動区分	活動項目	活動要件	
			施設区分
実践活動	排水路	1 排水路の補修	原則として工事1件当たり200万円未満とする。また、都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件あたり200万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
		2 排水路の更新等	

第4 活動の説明

- 1 排水路の補修

(1) 排水路本体

ア 排水路の破損部分の補修

ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、排水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

イ 排水路の老朽化部分の補修

目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、排水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

ウ 排水路側壁の嵩上げ

水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、排水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

エ 既設排水路の再布設

水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、既設排水路の再布設による対策を行うこと。

(2) 附帯施設

ア 集水枠、分水枠の補修

集水枠、分水枠の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

イ ゲート、ポンプの補修

ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

ウ 安全施設の補修

排水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

2 排水路の更新等

(1) 排水路本体

ア 素堀り水路からコンクリート水路への更新

排水路法面の崩壊や土砂の堆積等により通水機能が喪失している場合や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の排水路に更新するなどの対策を行うこと。

イ 排水路の更新

排水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、排水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

(2) 附帯施設

ア ゲート、ポンプの更新

老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。

イ 安全施設の設置

排水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

(別記1-2)

都道府県が策定する地域活動指針の策定及び 同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドライン

第1 基本的考え方

本交付金は、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、別記1-1の国が定める活動指針及び要件を基礎として、都道府県が策定する地域活動指針と同指針に基づき都道府県が定める要件に基づき実施する。

また、別記1-1の第2に定める要件を下回らない範囲で、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、都道府県は、地域活動指針に基づき要件を定める。

なお、多面支払実施要領第2の2の(1)に基づき策定した地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、本交付金の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件とみなすことができるものとする。この場合、対地域活動指針及び同指針に基づき定める要件中「水路」とあるのは「田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の排水路」と読み替えるものとする。

第2 地域活動指針策定の考え方

地域活動指針は、施策の趣旨・目的、自然条件及び防災・減災地域共同活動の実態などの地域特性等を十分に踏まえた上で策定するものとし、具体的な考え方は次のとおりとする。

- 1 別記1-1の国が定める活動指針及び活動要件は、一般的な活動を整理したものであり、地域の状況に応じて対象施設・対象活動に関する指針を策定することができる。
- 2 地域の状況に応じて、排水路に係る施設や対象活動を追加することができる。この場合、当該活動については、対象組織が管理する排水路の防災・減災のための活動を行った上で、本交付金の範囲の中で実施することができる旨を記載する。

第3 地域活動指針に基づき定める要件の設定の考え方

防災・減災地域共同活動に係る地域活動指針において定める要件については、別記1-1の第2に定める要件に加え、活動の実態や施設の老朽化の進行状況等を十分に踏まえた上で、必要に応じて、工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合の要件を設定することができる。具体的には、工事1件あたり200万円以上の活動を実施することができる対象施設・対象活動、内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件、都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容など必要な要件を設定することができる。

市町村が行う対象組織の防災・減災地域共同活動の実施状況等の確認について

第1 防災・減災地域共同活動の実施状況の確認

市町村長は、対象組織の活動計画書に定められている防災・減災地域共同活動の実施状況の確認について、以下により行うものとする。

1 書類確認

- (1) 市町村長は、防災・減災地域共同活動に取り組む全ての対象組織について、実施状況報告書及び添付書類に基づき、対象活動が適正に行われていることを確認する。
- (2) 書類確認は、実施状況確認チェックシート（別記1-3様式第1号）を活用して実施する。

2 現地確認

(1) 現地確認の方法

- ア 市町村長は、防災・減災地域共同活動に取り組む全ての対象組織について、当該対象組織の活動期間中に一回以上現地確認を実施する。
- イ 市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、防災・減災地域共同活動実施状況確認チェックシート（現地確認用）（別記1-3様式第2号）を作成する。

(2) 現地確認の事前準備等

- ア 市町村長は、対象組織の対象活動の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について、あらかじめ、具体的な計画を策定するものとする。
- イ 市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、必要に応じて土地改良区等の関係機関への協力を要請するものとする。

(3) 現地確認

- ア 現地確認は、対象農用地及び対象施設ごとに、(1)のイの防災・減災地域共同活動実施状況確認チェックシート（現地確認用）（別記1-3様式第2号）を活用しつつ、防災・減災地域共同活動の実施状況を確認する。
- イ 現地確認に当たっては、必要に応じて対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会を求めることができるものとする。

第2 農地維持支払交付金を受けずに行う施設の保全管理活動の実施状況確認

市町村長は、多面支払実施要領第1に規定する農地維持支払交付金を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う対象組織について、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動の実施状況について、以下のとおり、現地確認を行うものとする。

1 現地確認の方法

- (1) 市町村長は、農地維持支払交付金の交付を受けずに防災・減災地域共同活動を行うすべての対象組織について、防災・減災地域共同活動支払交付金の対象農用地及び対象施設の保全管理状況について、現地見回り等により確認を行う。

(2) 市町村長は、あらかじめ、遊休農地調査の調査結果等を活用し、対象組織の対象農用地における遊休農地発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地の有無を確認するものとする。

(3) 市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、活動計画書に定められた対象農用地及び対象施設の保全管理状況の現地確認に必要な事項について、認定農用地確認野帳（多面支払実施要領別記3－1様式第2号）を作成する。

2 現地確認の事前準備等

(1) 市町村長は、対象農用地及び対象施設の保全管理状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について、あらかじめ具体的な計画を策定するものとする。

(2) 市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、必要に応じて土地改良区等の関係機関への協力を要請するものとする。

(3) 市町村長は、現地確認を円滑に実施するため、対象農用地の範囲が確認可能な図面を整備するものとする。

3 現地確認

(1) 現地確認は、対象農用地及び対象施設ごとに、1の(3)の認定農用地確認野帳により所要の事項を確認する。

(2) 現地確認に当たっては、必要に応じて、対象組織の構成員及び土地改良区等の関係機関の立会いを求めるものとする。

第3 確認結果の通知等

市町村長は、第1及び第2の書類確認及び現地確認を終了後、確認後のチェックシートについては、実施状況確認報告書（様式第2－3号）に添付して都道府県知事に提出するとともに、対象組織に必要に応じて送付する。

第4 確認業務の委託

市町村長は、第1及び第2の確認業務について、次の要件を満たす組織に委託することができる。ただし、この場合においても、市町村長は委託を受けた組織において確認業務が適切に行われていることについて確認するものとする。

- 1 法人格を有していること。
- 2 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- 3 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- 4 対象組織の構成員でないこと。